

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
キューピー株式会社
代表取締役社長 鈴木 豊

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成22年2月22日（月曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成22年2月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールA

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第97期（平成20年12月1日から平成21年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（平成20年12月1日から平成21年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役15名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件

以上

- ~~~~~
- ・ 例年開会間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。（午前9時受付開始）
 - ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keppie.co.jp/company/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年12月1日から
平成21年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年来の経済危機が雇用情勢などに深刻に影響し、個人消費が低迷を続ける極めて厳しい状況で推移いたしました。

このような中、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用関連会社）は、健康ニーズに対応した独自商品の強化や、中食・外食・食品メーカーなどのフードサービス市場において当社グループのユニークさを活かした魅力あるメニューの提案に努めるなど市場の活性化を図ったほか、部門を跨ぐコスト低減活動に注力しました。

その結果、売上高は前期に比べ217億12百万円（△4.6%）減の4,522億39百万円となりました。利益面については、生産歩留りの改善や販売促進費の効率的な活用などのグループコストの低減に努めたほか、主原料の落ち着きにより、営業利益は177億31百万円と前期比36億95百万円（26.3%）、経常利益が184億14百万円と前期比42億30百万円（29.8%）、当期純利益は90億36百万円と前期比13億15百万円（17.0%）の増益となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、以下のとおりであります。

<食品事業>

食品業界においては、節約志向の高まりから内食回帰の傾向が続き、外食や中食での消費は低迷しました。

このような状況の中、食品事業においては、お客様の健康志向に沿って市場の開拓に努めたほか、独自技術を活かした付加価値の高い商品の拡大を推進しました。

主原料の購買面では、食油価格および鶏卵価格ともに落ち着きを見せました。

それらの結果、食品事業の売上高は前期に比べ176億41百万円（△4.7%）減の3,602億68百万円、営業利益については197億41百万円と前期比37億36百万円（23.3%）の増益となりました。

食品事業における商品分類別の業績は、次のとおりであります。

①調味料・加工食品

サラダ調味料は、マヨネーズにおける価格改定やドレッシングの小容量化による値頃感の実現から堅調に推移し、中でも健康訴求マヨネーズタイプは大幅に伸長しました。一方、加工食品が減少し、売上高は前期に比べ26億81百万円（△1.5%）減の1,749億64百万円となりました。

②健康機能

ヒアルロン酸が食品・化粧品用途で伸長し、ヒアロオリゴなどの高機能ヒアルロン酸も順調でした。オンリーワン商品である流動食補助食品については、病院などに対して機能の優位性

の啓蒙活動を進めました。他方、育児食が節約志向の流れを受けて前期を下回り、売上高は前期に比べ4億21百万円（△2.3%）減の177億51百万円となりました。

③タマゴ

加工技術を活かした機能性液卵（エクセルエッグ）などが製菓や製パン業界への提案強化により好調だったものの、鶏卵相場に連動させた価格で販売する商品への相場安の影響や米国市場の低迷から、売上高は前期に比べ66億94百万円（△7.6%）減の816億21百万円となりました。

④サラダ・惣菜

カット野菜や健康訴求サラダ（「ハーフ」を用いた低カロリーサラダや、多品目の野菜を使用したバランスサラダ）が拡大しましたが、生活防衛意識の高まりを受けた低価格品へのシフトや取扱商品の選択と集中を進めた影響などから、売上高は前期に比べ78億44百万円（△8.4%）減の859億31百万円となりました。

<物流事業>

食品物流業界においては、燃料価格は落ち着いたものの、消費低迷による輸送需要の減少や同業者間の競争の激化など厳しい経営環境で推移しました。

このような情勢の下、当社グループの物流事業は、新規取引の開拓や業務の標準化を図るとともに物流品質の向上を推し進めましたが、取扱数量減の影響を受けました。

以上の結果、物流事業の売上高は前期に比べ40億71百万円（△4.2%）減の919億70百万円となりました。営業利益については、パレット費用の削減などの合理化に努めたことにより22億45百万円と前期比3億20百万円（16.6%）の増益となりました。

項目	第 96 期 (平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで)	第 97 期 (平成20年12月1日から 平成21年11月30日まで)	前連結会計年度比 増 減 額	前連結会計年度比 増 減 率
食 品 事 業	377,909 ^{百万円}	360,268 ^{百万円}	△17,641 ^{百万円}	△4.7%
調味料・加工食品	177,645	174,964	△2,681	△1.5
健 康 機 能	18,172	17,751	△421	△2.3
タ マ ゴ	88,315	81,621	△6,694	△7.6
サ ラ ダ ・ 惣 菜	93,775	85,931	△7,844	△8.4
物 流 事 業	96,041	91,970	△4,071	△4.2
合 計	473,951	452,239	△21,712	△4.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は119億35百万円であります。

食品事業における設備投資の総額は99億19百万円であり、その主なものは製造設備の取得（キューピー株式会社）であります。

物流事業における設備投資の総額は19億51百万円であり、その主なものは車両の取得（ワイエムキューソー株式会社）であります。

(3) 資金調達の状況

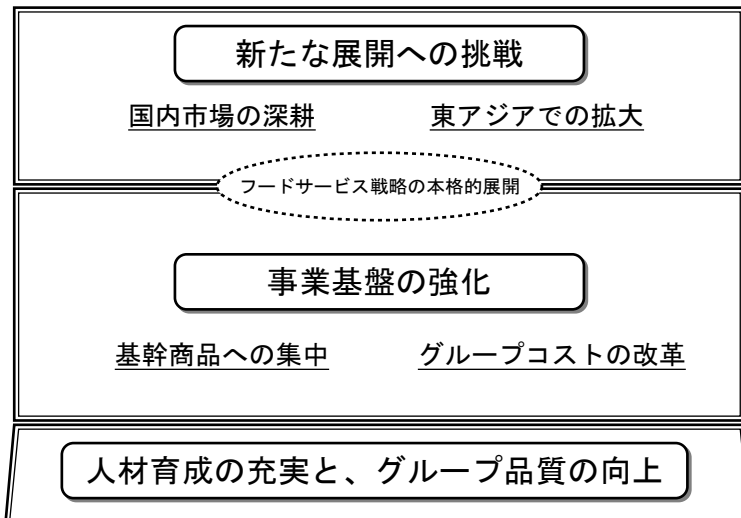
運転資金の効率的な調達を行うため、当社が主要取引金融機関と総額100億円、株式会社キューソー流通システムは同60億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、平成22年度からの3年間を対象とする中期経営計画において「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台に「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つを基本方針と定めております。また、これらを強力に推進するドリルの役割として「フードサービス戦略の本格的展開」を位置づけております。

この中期経営計画にグループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

①中期経営計画の基本方針



②目標達成に向けた事業別の戦略

事業区分	事業戦略	
	新たな展開への挑戦	事業基盤の強化
調味料・加工食品	グループの強みを融合させた商品・販売展開で、ユニークな食シーンを創出	
	<u>新ソースワールド展開で領域を拡大</u> ◇得意な「技術・商品」×「情報」を組み合わせた商品展開 ◇グループ販路を活用し、成長業態への展開拡大 東アジアでの調味料の拡大	<u>基幹商品の磐石化を推進</u> ◇サラダ調味料の収益力を強化

事業区分	事業戦略	
	新たな展開への挑戦	事業基盤の強化
健康機能	独自の健康機能価値商品とサービスを提供し社会に貢献	
	<u>独自素材と強み技術の融合による展開</u> ◇卵黄レシチンの高度利用による微細乳化技術を医薬用途に展開 ◇消化吸収に優れた独自の流動食と、オンリーワンの流動食補助食品を拡大	◇ヒアルロン酸の新市場を創出 ◇在宅介護食市場を拡大
タマゴ	既存領域の競争力強化と、新領域の拡大でタマゴワールドを築き上げる	
	◇タマゴ新領域の拡大 ◇タマゴ加工品のチルド展開を加速 ◇卵白の付加価値化を推進	<u>基幹商品への集中</u> ◇タマゴ素材品の供給力拡大と付加価値化 ◇タマゴ加工品主力商品の競争力拡充 <u>グループコストの改革</u> ◇素材、加工の生産配置の適正化 ◇生産原価と事業コストの低減
サラダ・惣菜	全国規模のネットワークとエリア毎の対応力で、新たな市場の開拓を推進する	
	◇グループ資源を活かした商品開発を推進 ◇新たなカテゴリーの創出に挑戦 ◇新たな販路の開拓を強化	◇サラダとカット野菜の競争力を高めシェア拡大 ◇エリア別に生産配置の適正化を推進 ◇事業インフラの共有化を推進
物流システム	物流品質の向上と機能の強化で、新たな食品物流を創造	
	◇専用物流サービス提供力の強化 ◇輸入貨物取り扱いインフラの整備	◇業務の標準化の定着 ◇物流機能の再構築 ◇情報系システムの構築

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

項目	第 94 期 (平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで)	第 95 期 (平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)	第 96 期 (平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで)	第 97 期 (平成20年12月1日から 平成21年11月30日まで)
売上高	456,067 ^{百万円}	468,006	473,951	452,239
経常利益	14,262 ^{百万円}	15,836	14,184	18,414
当期純利益	6,071 ^{百万円}	7,328	7,721	9,036
1株当たり当期純利益	39.66 ^円	47.96	50.77	59.56
総資産額	290,186 ^{百万円}	292,823	291,792	275,650
純資産額	156,217 ^{百万円}	161,140	163,580	170,804
1株当たり純資産額	896.69 ^円	925.46	941.79	978.33

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
デリア食品(株)	50百万円	100.0%	サラダ、惣菜等の販売
キューピー醸造(株)	450	88.0	食酢等の製造販売
キューピータマゴ(株)	350	88.0	液卵、凍結卵、茹卵等の製造販売
(株)カナエフーズ	50	88.0	タマゴスプレッド、厚焼卵、錦糸卵等の卵加工品の製造販売
(株)全農・キューピー・エッグステーション	105	51.4	乾燥卵、液卵等の製造販売
コープ食品(株)	250	51.0	瓶缶詰・レトルト食品等の製造販売
(株)キューソー流通システム	4,063	44.8 [5.8]	食品の運送および保管
KIFUKI U. S. A. CO., INC.	7.1米ドル	100.0	米国関係会社の株式保有および統轄管理

(注) 議決権比率は、直接および間接所有の合計であります。なお、[]内は緊密な者または同意している者の議決権比率であり、外数で記載しております。

(7) 主要な事業内容（平成21年11月30日現在）

事業セグメント	区分	主要な商品または役務
食品事業	調味料・加工食品	マヨネーズ、ドレッシング、ピネガー、ジャム、パスタソース、おかゆ、スイートコーン、その他
	健康機能	ファインケミカル製品（ヒアルロン酸等）、ベビーフード、ヘルスフード、介護食、その他
	タマゴ	液卵、凍結卵、茹卵、乾燥卵、タマゴスプレッド、厚焼卵、錦糸卵、その他
	サラダ・惣菜	フレッシュサラダ、ロングライフサラダ、カット野菜、冷凍野菜、惣菜、フライ類、その他
物流事業		食品の運送・保管、その他

(8) 主要な事業所（平成21年11月30日現在）

①当社の事業所

本社 東京都渋谷区
支店 札幌、仙台、関東（東京都）、東京、横浜、名古屋、大阪、高松、広島、福岡
営業所 青森、盛岡、山形、郡山、宇都宮、水戸、前橋、新潟、松本、東東京（千葉県）、
西東京（東京都）、さいたま、静岡、金沢、京都、神戸、松山、高知、岡山、南
九州（鹿児島県）、那覇
工場 階上（青森県）、五霞（茨城県）、仙川（東京都）、中河原（東京都）、富士吉
田（山梨県）、挙母（愛知県）、伊丹（兵庫県）、泉佐野（大阪府）、鳥栖（佐
賀県）

②主要な子会社の事業所

	本社所在地	事業所
デリア食品(株)	(東京都府中市)	本社 1 営業部 6 支店
キューピー醸造(株)	(東京都府中市)	本社 研究所 9 営業所 4 工場
キューピータマゴ(株)	(東京都調布市)	本社 16 営業所 17 工場 2 事業所
(株)カナエフーズ	(東京都府中市)	本社 9 工場
(株)全農・キューピー・エツグステーション	(茨城県五霞町)	本社 5 工場
コープ食品(株)	(東京都渋谷区)	本社 2 工場
(株)キューソー流通システム	(東京都調布市)	本社 10 事業部 64 営業所 6 駐在所

(9) 使用人の状況（平成21年11月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
食品事業	7,999	1,012（増）
物流事業	2,508	212（増）
合 計	10,507	1,224（増）

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。
2. 上記のほか、臨時雇用者が期中平均で食品事業7,557名、物流事業898名の計8,455名おります。
3. 使用人数の増加は、主にKEWPIE (THAILAND) CO., LTD. の連結子会社化によるものであります。

②当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数 (名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数(年)
男 性	1,449	23 (減)	41.1	16.0
女 性	1,136	1 (減)	29.8	6.7
合計または平均	2,585	24 (減)	36.1	11.9

(注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む)であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者(パートタイマー、アルバイトおよび季節社員)が期中平均で男性296名、女性595名の計891名おります。

(10) 主要な借入先および借入額(平成21年11月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,350 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,850
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,600
農 林 中 央 金 庫	700

2. 会社の株式に関する事項（平成21年11月30日現在）

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 155,464,515株 |
| (3) 株主数 | 107,582名（前事業年度末比18,296名増） |
| (4) 大株主の状況 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 中 島 董 商 店	26,371 ^{千株}	17.3 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,811	4.4
株 式 会 社 董 花	4,872	3.2
みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,585	3.0
財 団 法 人 旗 影 会	4,251	2.8
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	4,224	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,629	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,208	2.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,132	2.0
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	3,012	1.9

- (注) 1. みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数 4,585千株は、株式会社みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。
2. 持株比率は、自己株式(3,715,635株)を控除して計算しております。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年11月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 豊	
常務取締役	中島 周	CSR推進本部長、コンプライアンスおよび内部監査室担当
常務取締役	佐々木 克彦	経営推進本部長、知的財産室担当
常務取締役	奥村 明男	調味料・加工食品事業、営業、海外事業および中国担当
常務取締役	小澤 貢	タマゴ事業担当
常務取締役	島 家時	広報室長
取締役	遠藤 貢	商品開発本部長
取締役	三宅 峰三郎	広域営業本部長、タマゴ事業副担当
取締役	橘 英文	人事本部長
取締役	佐藤 重郎	サラダ・惣菜事業担当
取締役	好村 博	営業統括
取締役	竹村 茂樹	健康機能事業およびファインケミカル本部担当
取締役	勝山 忠昭	生産本部長、生産担当
取締役	和田 義明	研究所長、品質保証本部担当
取締役	石川 邦昭	㈱中島董商店取締役社長
監査役	平栗 康夫	常勤
監査役	池田 則生	常勤
監査役	石黒 俊一郎	㈱中島董商店取締役
監査役	坂井 一郎	弁護士、マツダ㈱社外監査役
監査役	坂本 導聰	城西大学常勤顧問

- (注) 1. 平成21年2月20日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、長谷川峯夫氏は任期満了により取締役を退任し、新たに和田義明氏が取締役に就任しております。
また、同日付にて取締役島 家時氏は常務取締役に就任しております。
2. 監査役石黒俊一郎、坂井一郎および坂本導聰の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 常勤監査役池田則生氏は、当社および連結子会社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役石黒俊一郎氏は、株式会社中島董商店の経理部門における責任者としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役坂井一郎氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役坂本導聰氏は、財務省（旧大蔵省）における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外監査役)	16	288	5 (3)	73 (25)
当事業年度に係る賞与	14	66	—	—
合 計	—	354	—	73

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第82回定時株主総会において、使用人分給与を含まず月額350万円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成6年2月25日開催の第81回定時株主総会において、月額800万円以内と決議いただいております。
 3. 上記の株主総会決議に基づく報酬には、第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への支給を含んでおります。
 4. 上記の当事業年度に係る賞与は、本総会において第4号議案「取締役賞与支給の件」を承認いただくことを条件として支払う予定の額であります。
 5. 上記の支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）が1億2200万円あります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼職先および兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外監査役	石 黒 俊一郎	(株)中島董商店取締役	(株)中島董商店は当社の議決権を17.4%保有する大株主であります。
社外監査役	坂 井 一 郎	マツダ(株)社外監査役	該当する事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	石 黒 俊一郎	当事業年度の12回全ての取締役会に出席するとともに、13回全ての監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に株主代表の立場から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	坂 井 一 郎	当事業年度の12回のうち11回の取締役会に出席するとともに、13回のうち12回の監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	坂 本 導 聡	当事業年度の12回全ての取締役会に出席するとともに、13回全ての監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、高度の専門知識および幅広い見識に基づいた経営全般に対する助言、意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役3名は、会社法第427条第1項および当社定款第38条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	86百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

- (注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。
3. 金額には消費税等を含めておりません。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価等についての助言業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年に亘り役職員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成して来たのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

- ②当社は、取締役、従業員が、法令・定款および当社の創業の精神・経営理念を遵守した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、グループ倫理行動規範を定め、公開しており、取締役はこれらを遵守する義務を負う。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い文書または電磁情報により、経営推進本部担当の取締役が適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行う。
- ②取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁情報を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社のリスクに関しては代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理する。
- ②内部監査室は、品質・環境・安全などの自主監査スタッフと連携し各部署の日常的なリスク管理状況を監査し、定期的にリスクマネジメント委員会、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告するとともに、社内のリスク管理体制整備の進捗状況を報告する。
- ③リスク管理規程に基づき、危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各事業部門の責任者を代表取締役社長が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、効率的で迅速な業務執行を行う。
- ②取締役会の決議に基づく業務執行については、決裁報告手続表において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。
- ③具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役社長の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、意思決定と機動的な業務執行を図る。

(6) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンスマニュアルの整備や従業員教育などを行う。こうした活動はコンプライアンス担当役員が定期的に取り締り会および監査役会に報告する。
- ②コンプライアンス委員会の下に公益通報者保護に対応した内部通報体制として、社外の弁護士、第三者機関などを情報受領者とする「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(7) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、めざす姿として「一人ひとりのお客様に、最も信頼され、親しまれるグループをめざします」とのグループの経営理念を定め、また、倫理行動規範を共通のものにするとともに、グループ経営推進会議において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有化する。業務執行においては、「グループ決裁手続表」に基づいて子会社経営の管理を行う。
- ②当社の子会社は、毎月、当社の取締役に対して業績および経営上のリスクについて報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、当社代表取締役社長が指定する役職員に報告する。
- ③当社のリスクマネジメント委員会には子会社の代表者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについてもグループ会社をも対象とする。
- ④当社ならびに当社の子会社は、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。
- ⑤当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、担当部門、グループ各社の監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。
- ⑥当社の子会社である株式会社キューソー流通システムについては、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所一部上場企業であることや業種が異なることに鑑み、同社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また、監査役会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の職員は、その内部監査に関して、内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人は、独立性の確保のために取締役からの指揮命令を受けない。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
- ②前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・株主総会に付議される決議議案の内容
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社および関連会社の監査役、内部監査室および自主監査スタッフの活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報内容

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングする機会を持つとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の機会を持つ。
- ②リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、内部監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への適切な利益還元を経営の重要方針としており、安定配当を継続するとともに自己株式の取得なども適宜実施してまいりました。

株主還元では配当金を最優先に位置づけており、今後も安定した配当を旨としつつ、長期的に着実な増配をめざしてまいります。

配当金は連結自己資本配当率（DOE）を基本に、将来の資金需要なども考慮して決定することとし、連結自己資本配当率1.5%以上を維持することを原則といたします。なお、連結配当性向につきましては25%を目安といたします。

また、財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実にも努めており、内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立った設備投資や研究開発投資、競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり7円50銭の普通配当に創立90周年記念配当2円を加え、1株当たり9円50銭とさせていただきます。年間配当金は、8月に実施した中間配当金7円50銭を含め1株当たり17円となります。

これにより、連結自己資本配当率は1.8%、連結配当性向は28.5%となります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものものないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのには、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

① グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成22年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台に「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つを基本方針と定めております。また、これらを強力に推進するドリルの役割として「フードサービス戦略の本格的展開」を位置づけております。当中期経営計画を実現するためには、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

② コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度等を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制を採っております。

(ロ) 上記(2)(イ)の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

上記(2)(イ)①および②の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

- (3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））
- (イ) 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年2月22日開催の当社第95回定時株主総会の承認をもって、大量買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の採用を決定し、本対応方針は、第95回定時株主総会において承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

① 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

② 大量買付ルールの内容

当社は、（i）大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、（ii）当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、（iii）独立委員会を設置するとともに、株主の皆様意思を尊重する見地から、必要に応じて（iv）株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

③ 大量買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もともと、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(iii) 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当その他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当を選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないことなどを新株予約権の条件として定めます。

(iv) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができます。

④ 株主・投資家に与える影響等

(i) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(ii) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(iii) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。したがって、新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認下さい。

⑤ 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、第95回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた平成20年2月22日から発効し、本対応方針の有効期限は、平成23年2月28日までに開催される第98回定時株主総会の終結の時までとします。

(ロ) 上記 (3) (イ) の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 (1) 「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様のご承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしてあります。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額、持株数、持株比率および議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	108,374	流動負債	78,778
現金及び預金	23,148	支払手形及び買掛金	37,023
受取手形及び売掛金	61,342	短期借入金	11,537
有価証券	5,000	未払金	13,292
商品及び製品	9,529	未払法人税等	5,929
仕掛品	762	繰延税金負債	3
原材料及び貯蔵品	4,097	売上割戻引当金	1,067
繰延税金資産	2,141	賞与引当金	643
その他の流動資産	2,709	役員賞与引当金	93
貸倒引当金	△356	その他の流動負債	9,186
固定資産	167,276	固定負債	26,068
有形固定資産	116,024	社債	500
建物及び構築物	123,890	長期借入金	12,744
機械装置及び運搬具	125,623	繰延税金負債	7,293
土地	40,463	退職給付引当金	2,623
リース資産	780	その他の固定負債	2,907
建設仮勘定	1,535	負債合計	104,846
その他の有形固定資産	8,747	(純資産の部)	
減価償却累計額	△185,015	株主資本	151,089
無形固定資産	2,261	資本金	24,104
ソフトウェア	1,858	資本剰余金	29,432
その他の無形固定資産	402	利益剰余金	101,396
投資その他の資産	48,989	自己株式	△3,843
投資有価証券	19,795	評価・換算差額等	△2,676
前払年金費用	18,446	その他有価証券評価差額金	1,213
繰延税金資産	591	繰延ヘッジ損益	△58
その他の投資その他の資産	10,882	為替換算調整勘定	△3,831
貸倒引当金	△726	少数株主持分	22,391
資産合計	275,650	純資産合計	170,804
		負債純資産合計	275,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年12月1日から
平成21年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	452,239
売 上 原 価	342,978
売 上 総 利 益	109,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	91,529
営 業 利 益	17,731
営 業 外 収 益	1,424
受 取 利 息 及 び 配 当 金	604
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	231
そ の 他	589
営 業 外 費 用	742
支 払 利 息	516
そ の 他	226
経 常 利 益	18,414
特 別 利 益	107
固 定 資 産 売 却 益	28
そ の 他	79
特 別 損 失	1,926
固 定 資 産 売 却 損 及 び 除 却 損	733
減 損 損 失	982
そ の 他	210
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	16,595
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,307
法 人 税 等 調 整 額	△713
少 数 株 主 利 益	964
当 期 純 利 益	9,036

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年12月1日から
平成21年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年11月30日残高	24,104	29,432	94,480	△3,804	144,212
連結会計年度中の変動額					
連結子会社の増加に伴う利益剰余金の増加			232		232
剰余金の配当			△2,352		△2,352
当期純利益			9,036		9,036
自己株式の取得				△39	△39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	6,916	△39	6,876
平成21年11月30日残高	24,104	29,432	101,396	△3,843	151,089

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年11月30日残高	1,288	△74	△2,522	△1,307	20,675	163,580
連結会計年度中の変動額						
連結子会社の増加に伴う利益剰余金の増加						232
剰余金の配当						△2,352
当期純利益						9,036
自己株式の取得						△39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△75	15	△1,309	△1,369	1,715	346
連結会計年度中の変動額合計	△75	15	△1,309	△1,369	1,715	7,223
平成21年11月30日残高	1,213	△58	△3,831	△2,676	22,391	170,804

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は48社であります。主要な連結子会社は、(株)キューソー流通システム、キューピータマゴ(株)、デリア食品(株)、(株)カナエフーズおよび(株)全農・キューピー・エツグステーションであります。当連結会計年度において、非連結子会社であった(株)サンエー物流については重要性が増したため、持分法非適用関連会社であったKEWPIE (THAILAND) CO., LTD. は実質的に支配していると認められることとなったため連結の範囲に含めております。

非連結子会社は20社であり、主要な非連結子会社は、(株)キューソーエルブラン、大阪サンエー物流(株)であります。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結総資産、連結売上高、連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は6社であります。主要な持分法適用の関連会社はアヲハタ(株)、サミット製油(株)であります。持分法を適用していない非連結子会社（(株)キューソーエルブラン他19社）および関連会社（Thai Q. P. Co., Ltd. 他8社）については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額が、いずれも連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため原価法によっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KEWPIE (THAILAND) CO., LTD.、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司の決算日は12月31日であり、KIFUKI U. S. A. CO., INC.、Q&B FOODS, INC.、HENNINGSEN FOODS, INC. およびHENNINGSEN FOODS, NETHERLANDS INC. の決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、KEWPIE (THAILAND) CO., LTD.、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司については、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、KIFUKI U. S. A. CO., INC.、Q&B FOODS, INC.、HENNINGSEN FOODS, INC. およびHENNINGSEN FOODS, NETHERLANDS INC. については決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、これらの会社の10月1日から11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

①満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(ロ) デリバティブ

時価法によっております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

(ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は主として、月別移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により、連産品の一部は、売価還元総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

（会計処理の変更）

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、月別移動平均法による原価法によっていましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、主として月別移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ81百万円減少しております。

また、この適用に伴い、従来、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」に計上していたたな卸資産廃棄損については「売上原価」に計上区分を変更しております。これにより、従来と同一の方法によった場合に比べて、営業利益が176百万円減少しておりますが、経常利益、税金等調整前当期純利益に及ぼす影響はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

下記の資産を除き、主として定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数および残存価額については、主として法人税法の定めと同一の基準によっております。

（追加情報）

当社および国内連結子会社の機械装置等の耐用年数については、当連結会計年度より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ574百万円増加しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計処理の変更)

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響は軽微であります。

(二) 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 売上割戻引当金

当連結会計年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し各会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(ニ) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(ホ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の子会社においては簡便法を適用しております。各連結会計年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10～13年）による定額法により、それぞれの発生連結会計年度から処理しております。

また、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10～13年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から処理しております。当社グループの退職給付制度は、確定給付企業年金制度（基金型および規約型）および退職一時金制度を採用しております。

(ヘ) 役員退職慰労引当金

（追加情報）

連結子会社㈱カナエフーズ他13社は、従来、役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成20年11月以後開催された各

社の取締役会において、平成21年1月以後開催の各社の定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退任慰労金制度を廃止することを決議するとともに、平成21年1月以後開催の各社の定時株主総会において、取締役および監査役の退任時に、退任慰労金制度廃止日までの在任期間に応じた役員退任慰労金を支給することを決議しました。これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退任慰労金相当額の当連結会計年度末残高合計89百万円を固定負債の「その他の固定負債」として計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引および金利スワップ取引であります。

(ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引および借入金の利息であります。

(ニ) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(ホ) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度末から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度末の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ12,353百万円、739百万円、5,338百万円であります。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

僅少なものは発生時の損益として処理しておりますが、重要なれん及び負ののれんは5年間で均等償却しております。

7. 会計処理の変更

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

II. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額（簿価）	有形固定資産	5,292百万円
	計	5,292百万円
上記担保に対応する債務	短期借入金	1,010百万円
	長期借入金	1,962百万円
	計	2,973百万円

2. 偶発債務

保証債務		578百万円
------	--	--------

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
前連結会計年度末株式数	155,464,515株	3,726,451株
当連結会計年度増加株式数	－	38,617株
当連結会計年度減少株式数	－	－
当連結会計年度末株式数	155,464,515株	3,765,068株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(イ) 平成21年1月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,214,299,976円
- ②1株当たり配当額 8円00銭
- ③基準日 平成20年11月30日
- ④効力発生日 平成21年2月23日

(ロ) 平成21年6月30日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,138,368,961円
- ②1株当たり配当額 7円50銭
- ③基準日 平成21年5月31日
- ④効力発生日 平成21年8月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成22年1月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	1,441,614,360円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	9円50銭
④基準日	平成21年11月30日
⑤効力発生日	平成22年2月24日

IV. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	978.33円
1株当たり当期純利益	59.56円

V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,932	流動負債	48,583
現金及び預金	17,889	買掛金	20,606
受取手形	552	短期借入金	9,812
売掛金	35,516	未払金	8,257
有価証券	5,000	未払法人税等	3,860
商品及び製品	4,898	未払費用	4,500
仕掛品	64	売上割戻引当金	1,067
原材料及び貯蔵品	1,861	賞与引当金	173
短期貸付金	11,260	役員賞与引当金	66
繰延税金資産	1,234	その他の流動負債	237
その他の流動資産	2,326	固定負債	21,320
貸倒引当金	△1,673	長期借入金	10,256
固定資産	111,943	繰延税金負債	5,982
有形固定資産	58,567	預り保証金	4,474
建物	24,927	その他の固定負債	607
構築物	1,854	負債合計	69,904
機械装置	12,407	(純資産の部)	
車両運搬具	4	株主資本	120,092
工具器具備品	591	資本金	24,104
土地	17,301	資本剰余金	29,432
リース資産	91	資本準備金	29,418
建設仮勘定	1,388	その他資本剰余金	14
無形固定資産	1,203	利益剰余金	70,386
電話加入権	87	利益準備金	3,115
ソフトウェア	1,023	その他利益剰余金	67,270
その他の無形固定資産	92	特別償却準備金	20
投資その他の資産	52,173	買換資産圧縮積立金	2,253
投資有価証券	13,294	別途積立金	59,600
関係会社株式・出資金	20,703	繰越利益剰余金	5,397
長期貸付金	578	自己株式	△3,830
前払年金費用	14,390	評価・換算差額等	878
長期前払費用	368	その他有価証券評価差額金	937
差入保証金	1,474	繰延ヘッジ損益	△58
その他の投資その他の資産	1,981	純資産合計	120,971
貸倒引当金	△617	負債純資産合計	190,876
資産合計	190,876		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年12月1日から
平成21年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	226,336
売 上 原 価	155,940
売 上 総 利 益	70,396
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	61,422
営 業 利 益	8,974
営 業 外 収 益	1,751
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,322
そ の 他	429
営 業 外 費 用	487
支 払 利 息	283
そ の 他	203
経 常 利 益	10,237
特 別 利 益	31
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	28
そ の 他	2
特 別 損 失	1,599
固 定 資 産 除 却 損	315
減 損 損 失	839
そ の 他	444
税 引 前 当 期 純 利 益	8,669
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,042
法 人 税 等 調 整 額	△698
当 期 純 利 益	5,326

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年12月1日から
平成21年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					特 別 償 却 準 備 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成20年11月30日残高	24,104	29,418	14	3,115	20	2,300	58,400	3,576	△3,791	117,158
事業年度中の変動額										
その他利益剰余金の積立					6		1,200	△1,206		-
その他利益剰余金の取崩					△6	△47		54		-
剰余金の配当								△2,352		△2,352
当期純利益								5,326		5,326
自己株式の取得									△39	△39
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	0	△47	1,200	1,820	△39	2,934
平成21年11月30日残高	24,104	29,418	14	3,115	20	2,253	59,600	5,397	△3,830	120,092

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成20年11月30日残高	1,019	△57	961	118,120
事業年度中の変動額				
その他利益剰余金の積立				-
その他利益剰余金の取崩				-
剰余金の配当				△2,352
当期純利益				5,326
自己株式の取得				△39
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△82	△0	△82	△82
事業年度中の変動額合計	△82	△0	△82	2,851
平成21年11月30日残高	937	△58	878	120,971

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

3. たな卸資産

(1) 評価基準

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、月別移動平均法によっております。

（会計処理の変更）

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、月別移動平均法による原価法によっていましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、月別移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ39百万円減少しております。

また、この適用に伴い、従来、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」に計上していたたな卸資産廃棄損については「売上原価」に計上区分を変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業利益が132百万円減少しておりますが、経常利益、税引前当期純利益に及ぼす影響はありません。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

下記の資産を除き、定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数および残存価額については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

（追加情報）

機械装置等の耐用年数については、当事業年度より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ380百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計処理の変更）

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響は軽微であります。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 売上割戻引当金

当事業年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し会社の基準（売上高に対する割戻金支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

各事業年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により、それぞれの発生事業年度から処理しております。

また、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度は前払年金費用として計上しております。

当社の退職給付制度は、確定給付企業年金制度（基金型および規約型）を採用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引および金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建仕入取引および借入金の利息

(3) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度末において「商品」「製品」「原材料」「仕掛品及び貯蔵品」として掲記していたものは、当事業年度末から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、当事業年度末に含まれる「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ2,327百万円、2,571百万円、1,642百万円、219百万円であります。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		109,372百万円
2. 偶発債務		
保証債務		1,582百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	流動資産	17,254百万円
	固定資産	530百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	流動負債	17,802百万円
	固定負債	2百万円
5. 取締役及び監査役に対する金銭債務	固定負債	403百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益	21,297百万円
2. 関係会社に対する営業費用	91,531百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	227百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	自己株式の種類
	普通株式
前事業年度末株式数	3,677,018株
当事業年度増加株式数	38,617株
当事業年度減少株式数	0株
当事業年度末株式数	3,715,635株

(注) 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の取得によるものであります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
売上割戻引当金	434百万円
賞与引当金	70百万円
未払社会保険料	177百万円
その他	1,219百万円
繰延税金資産（流動）小計	1,901百万円
評価性引当額	△667百万円
繰延税金資産（流動）合計	1,234百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付信託	1,442百万円
長期未払金	164百万円
ゴルフ会員権評価損	109百万円
その他	1,093百万円
繰延税金資産（固定）小計	2,809百万円
評価性引当額	△709百万円
繰延税金資産（固定）合計	2,099百万円
繰延税金資産合計	3,334百万円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用	△5,856百万円
買換資産圧縮積立金	△1,546百万円
特別償却準備金	△13百万円
その他有価証券評価差額金	△664百万円
繰延税金負債（固定）計	△8,082百万円
繰延税金負債合計	△8,082百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△4,747百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	244	91	152
車 両 運 搬 具	584	283	301
工 具 器 具 備 品	564	340	223
ソ フ ト ウ ェ ア	34	27	6
計	1,427	744	683

(2) 未経過リース料期末残高相当額	1 年内	329百万円
	1 年超	377百万円
	合計	706百万円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	469百万円
	減価償却費相当額	444百万円
	支払利息相当額	24百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱中島董商店 (注3)	東京都 渋谷区	50	各種加工食品の販売	直接11.6% (直接17.4%) 間接3.2%)	役員4人	商品の仕入等	商品の仕入	973	買掛金	80
								製商品の販売	154	売掛金	30
								経費	845	その他の流動資産	25
								雑収入	30	未払金	3
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱董花 (注4)	東京都 渋谷区	1,800	不動産賃貸業・リース業	(直接3.2%)	役員1人	事務所の賃借	賃借料等	483	差入保証金	408
										未払金	4
										その他の流動負債	0
										その他の固定負債	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱トウ・キューピー (注5)	東京都 渋谷区	10	通信販売業	直接40.0%	役員3人 従業員1人	製商品の販売および経費取引	製商品の販売	1,039	売掛金	164
								経費	12	その他の流動資産	4
										未払金	2
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱トウ・アドキューピー (注4)	東京都 渋谷区	4	サービス業	なし	役員1人 従業員1人	経費取引および製商品の販売	経費	7,531	その他の流動資産	2
								製商品の販売	78	未払金	1,519
										売掛金	16
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱ミナト商会 (注4)	東京都 港区	10	酒類・食品卸売業	なし	役員1人	製商品の販売、原料の仕入および経費取引	製商品の販売	131	売掛金	18

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱トウ・ソリューションズ(注6)	東京都新宿区	90	コンピューターシステムの企画、開発、販売、保守および運用支援	直接20.0%	役員2人	計理事務の委託他	経費	1,885	未払金 その他の流動負債 その他の固定負債	155 1 2
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱ユー商会(注7)	東京都渋谷区	10	損害保険代理業	なし	なし	事務所の賃借および経費取引	賃借料等 経費	70 143	差入保証金 未払金	108 0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱ディーアンドユー(注8)	東京都渋谷区	100	不動産賃貸業	(直接1.3%)	役員1人	寮の賃借	福利厚生費	54	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 全ての取引については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。
- (注3) 当社常務取締役中島周およびその近親者、ならびにこれらの者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の82.9%を直接保有しております。
- (注4) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有しております。
- (注5) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の60.0%を直接保有しております。
- (注6) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の80.0%を直接保有しております。
- (注7) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の100.0%を直接保有しております。
- (注8) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の89.5%を直接保有しております。

2. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	キュービータマゴ(株)	東京都調布市	350	液卵・凍結卵等の製造および販売	直接88.0%	役員2人 従業員10人	商品および原料の仕入等	製品等の販売	9,195	売掛金	2,625
子会社	株式会社エフーズ	東京都府中市	50	タマゴスプレッド・厚焼卵・錦糸卵等の卵加工品の製造および販売	直接88.0%	役員3人 従業員5人	商品の仕入	商品の仕入	15,213	買掛金	2,699
子会社	株式会社菜華	東京都青梅市	50	漬物の製造および販売	直接100.0%	役員1人 従業員4人	商品の仕入	資金の貸付 利息の受取	2,699 27	短期貸付金	2,610
子会社	キュービー醸造(株)	東京都府中市	450	食酢の製造および販売	直接88.0%	役員2人 従業員3人	原料の仕入	資金の貸付 利息の受取	1,972 20	短期貸付金	1,710
関連会社	アヲハタ(株)	広島県竹原市	644	缶詰類の製造および販売	直接15.7% 間接 0.4% (直接 0.0%)	役員2人	商品の仕入	商品の仕入	14,141	買掛金	2,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品等の販売および商品の仕入については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 貸付金については、キャッシュ・マネジメント・システムの資金運用等に伴うものであります。また、取引金額については、平均貸付残高を記載しております。

(注3) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

797.18円

1株当たり当期純利益

35.09円

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月18日

キューピー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹本 啓祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キューピー株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年1月18日

キューピー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹本 啓祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キューピー株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年1月21日

キュービー株式会社 監査役会

常勤監査役	平	栗	康	夫	㊤
常勤監査役	池	田	則	生	㊤
社外監査役	石	黒	俊一	郎	㊤
社外監査役	坂	井	一	郎	㊤
社外監査役	坂	本	導	聰	㊤

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

海外において、キューピーブランドをさらに浸透させるとともに、事業をスムーズに展開するため、英文商号を「Q. P. Corporation」から「Kewpie Corporation」へ変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、キューピー株式会社と称する。 英文では <u>Q. P. Corporation</u> と称する。	(商 号) 第1条 当社は、キューピー株式会社と称する。 英文では <u>Kewpie Corporation</u> と称する。

第2号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役全員（鈴木 豊、中島 周、佐々木克彦、奥村明男、小澤 貢、島 家時、遠藤 貢、三宅峰三郎、橘 英文、佐藤重郎、好村 博、竹村茂樹、勝山忠昭、和田義明および石川邦昭の15氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	鈴木 豊 (昭和24年12月6日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年11月 当社関東支店長 平成10年9月 当社家庭用調味料部長 平成12年7月 当社大阪支店家庭用次長 平成13年2月 当社取締役 当社大阪支店長 平成14年7月 当社経営企画室担当 平成15年2月 当社常務取締役 平成16年2月 当社代表取締役社長、現在に至る	26,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	中島 周 (昭和34年9月26日生)	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年10月 株式会社中島董商店入社 同社経理部長 平成7年2月 同社取締役 平成9年2月 当社取締役 平成12年7月 当社法務部長 平成15年2月 株式会社中島董商店取締役副社長 平成17年2月 同社取締役、現在に至る 当社常務取締役、現在に至る 当社環境対策室長 同年7月 当社社会・環境推進室長 平成21年10月 当社CSR推進本部長、現在に至る	30,900株
3	奥村 明 男 (昭和26年1月14日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年8月 当社横浜支店長 平成8年10月 当社東京支店家庭用次長 平成9年9月 株式会社中島董商店入社 平成14年10月 同社食品本部長 平成15年2月 同社取締役 平成17年2月 当社取締役 当社営業統括 平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る 当社調味料・加工食品事業担当、現在に至る	9,500株
4	島 家 時 (昭和22年3月22日生)	昭和47年3月 株式会社中島董商店入社 同年12月 当社入社 平成7年12月 当社福岡支店長 平成9年9月 当社東京支店家庭用次長 平成13年2月 当社取締役 当社東京支店長 平成17年2月 当社広報室長、現在に至る 平成21年2月 当社常務取締役、現在に至る	17,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	遠藤 貢 (昭和23年3月19日生)	昭和47年1月 三英食品販売株式会社入社 昭和62年2月 同社取締役 平成2年12月 当社入社 当社外食営業部長 平成12年7月 当社広域営業部長 平成13年2月 当社取締役、現在に至る 平成14年7月 当社業務用営業本部長 平成16年7月 当社マーケティング本部長 平成17年7月 当社商品開発本部長、現在に至る	19,074株
6	三宅 峰三郎 (昭和27年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年9月 当社横浜支店長 平成10年9月 当社関東支店長 平成13年7月 当社家庭用営業部長 平成14年7月 当社家庭用営業本部長 平成15年2月 当社取締役、現在に至る 平成16年7月 当社営業統括 平成17年2月 当社東京支店長 平成20年9月 当社広域営業本部長 平成21年10月 当社タマゴ事業副担当 同年12月 当社タマゴ事業担当、現在に至る	10,433株
7	橘 英文 (昭和26年2月15日生)	昭和49年3月 当社入社 平成11年8月 当社経営企画室企画部長 平成12年7月 当社経営企画室長 平成14年7月 当社営業企画室長 平成16年7月 当社人事本部長、現在に至る 平成17年2月 当社取締役、現在に至る	9,900株
8	佐藤 重郎 (昭和24年3月7日生)	昭和42年3月 当社入社 平成6年11月 株式会社デイリーメイト代表取締役社長 平成14年10月 同社取締役 デリア食品株式会社専務取締役営業本部長 平成17年7月 デリア食品株式会社代表取締役社長 平成20年2月 当社取締役、現在に至る 当社サラダ・惣菜事業担当、現在に至る	5,500株
9	好村 博 (昭和26年1月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成12年7月 当社名古屋支店長 平成18年11月 当社家庭用営業本部長 平成20年2月 当社取締役、現在に至る 当社営業統括、現在に至る	4,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	竹村茂樹 (昭和31年9月15日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年7月 当社営業本部商品部ジャム・調理食品グループリーダー 平成14年7月 当社泉佐野工場長 平成16年11月 鳥栖キニュービー株式会社代表取締役社長 平成18年11月 当社生産本部副本部長 平成19年10月 当社健康機能事業副担当 平成20年2月 当社取締役、現在に至る 当社健康機能事業担当、現在に至る	3,600株
11	勝山忠昭 (昭和32年12月1日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年7月 当社仙川工場長 平成16年7月 当社生産本部副本部長 平成17年7月 当社生産本部長、現在に至る 平成20年2月 当社取締役、現在に至る	5,700株
12	和田義明 (昭和28年8月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社研究二部長 平成13年7月 当社研究一部長 平成15年7月 当社研究所商品開発センター長 平成18年3月 当社品質保証本部長 平成21年2月 当社取締役、現在に至る 当社研究所長、現在に至る	4,700株
13	石川邦昭 (昭和21年6月6日生)	昭和45年3月 株式会社中島董商店入社 昭和47年12月 当社入社 平成7年11月 当社海外事業部米国チームリーダー 平成10年9月 当社海外事業本部副本部長 平成11年2月 当社取締役、現在に至る 平成16年7月 当社海外事業本部長 平成17年2月 株式会社中島董商店常務取締役 平成19年2月 同社専務取締役 平成20年11月 同社取締役社長、現在に至る	18,243株
14	西尾秀明 (昭和32年2月5日生)	昭和54年4月 三英食品販売株式会社入社 平成2年12月 当社入社 平成12年7月 当社大阪支店業務用次長 平成16年7月 当社業務用営業本部長 平成20年9月 当社フードサービス本部長、現在に至る	4,100株
15	井上伸雄 (昭和35年5月16日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年7月 当社経営企画室長 平成21年10月 当社経営推進本部副本部長 同年12月 当社経営推進本部長、現在に至る	3,100株

第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち坂井一郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
坂井一郎 (昭和17年5月3日生)	昭和43年4月 検事任官 平成7年7月 最高検察庁検事 平成8年1月 那覇地方検察庁検事正 平成9年12月 法務省矯正局長 平成11年12月 横浜地方検察庁検事正 平成13年5月 法務省法務総合研究所長 平成14年10月 広島高等検察庁検事長 平成16年6月 福岡高等検察庁検事長 平成17年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、現在に至る 平成18年2月 当社監査役、現在に至る	1,900株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂井一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
3. 坂井一郎氏は、弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 坂井一郎氏が当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、社外監査役坂井一郎氏と会社法第427条第1項および当社定款第38条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。責任限定契約の概要は、添付書類14頁に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役14名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額66,300,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
 東京国際フォーラム ホールA
 電話 (03)5221-9000



(交通のご案内)

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

ご参考

JR	東京駅・丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅5番出口より地下1階にて連絡)	東京メトロ日比谷線	日比谷駅より徒歩5分 銀座駅より徒歩6分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩7分 京橋駅より徒歩7分	東京メトロ千代田線	二重橋前駅より徒歩5分 日比谷駅より徒歩7分
東京メトロ丸の内線	銀座駅より徒歩5分	都営地下鉄三田線	日比谷駅より徒歩5分

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。